

令和5年10月 定例教育委員会 議事日程

1 日 時 令和5年10月18日(水) 午後1時30分から

2 会 場 伊予市役所4階 大会議室

3 出席委員

教育長	上 岡 孝
教育長職務代理者	矢 野 ひとみ
教育委員	高 橋 久美子
教育委員	長 見 美 保
教育委員	上 田 晃 義

4 会議に出席した事務局職員

事務局長	窪 田 春 樹
学校教育課長	谷 仲 寿 夫
学校教育課指導主幹	相 原 勝
学校教育課指導主事	山 口 定 伸
学校教育課課長補佐	福 岡 富美子
学校教育課課長補佐	田 中 富 美
学校教育課	
学校給食センター所長	武 知 齊
社会教育課長	小笠原 幸 男
社会教育課課長補佐	堀 内 和 美
社会教育課長補佐	伊予岡 一 幸

5 協議事項等

(1) 議案審議

議案第31号 伊予市スクールソーシャルワーカー設置要綱の一部を改正する告示について

議案第32号 伊予市スクールサポートスタッフ設置要綱の一部を改正する告示について

(2) 報告事項等

ア 11月教育委員会行事予定について

イ 事務局報告事項等について

ウ その他

午後1時30分 開会

○窪田局長 開会

○上岡教育長 それでは、これより令和5年10月の定例教育委員会を開会いたします。

教育委員さん方には、各小・中学校の、また幼稚園の運動会、大変お世話になっております。今週の土曜日の3校で、全て運動会のほうを終了するようになっております。教育委員さん運動会の様子、いかがでしたか。私も子どもの様子を見てると、午前中開催のところはほとんどなんですけども、今度の土曜日が伊予小・中が小・中合同ということで、一日午後もやるようになりますが、午前中開催ということで、若干私らは少し物足りないような気もしながらも、子どもたちが一生懸命本当に、先日も下灘小学校でもほんとにみんなが、保育園と一緒にやっただけなんですけども、保育園の園児とそれから1年生から6年生まで応援をしながら、上の子は下の子を、下の子は上の子を応援しながら和気あいあいとやっているので、非常にうれしく思いました。

大きな学校が、今度郡中小学校ができれば、県下の大人数なので思い切ってやったらどうぞというようなことも言うたんですけども、今までの流れからいうと、やっぱり職員のほうも分かれてやったほうが子どもにとっても、また保護者にとっても見やすいのではないかとということで、郡中小学校は午前の部と午後の部に分かれて開催をするようになりますけれども、またそういったところで見ていただいて、ご意見等がありましたら、また言っていただければと思います。

それでは、日程に沿って進行してまいりたいと思います。

本日の会議録署名委員は長見委員さんになっております。よろしく申し上げます。

○長見委員 はい。

○上岡教育長 それでは、日程第4、8月の会議録につきましては各委員さんに事前にお配りしましたが、ご承認いただけますでしょうか。

(異議なし)

○上岡教育長 ありがとうございます。それでは、承認いただいたということで、日程第5、協議事項等に移っていきたいと思います。

本日、議案審議につきましては、2つ議案審議がありますので、またよろしくお願ひしたいと思ひます。

まず、議案第31号、伊予市スクールソーシャルワーカー設置要綱の一部を改正する告示についてということで、事務局のほう、説明をよろしくお願ひします。

はい、谷仲課長。

○谷仲課長 そうしますと、議案書の1ページをお願いします。

議案第 31 号、伊予市スクールソーシャルワーカー設置要綱の一部を改正する告示についてでございます。本件は、伊予市スクールソーシャルワーカー設置要綱の一部を改正するため、教育委員会の議決を求めるものでございます。

提案理由につきましては、スクールソーシャルワーカーの定数等の規定において現在 1 人としているものを、複数の人数を任用できるように要項の一部を改正するものでございます。詳細につきましては担当者より説明をさせます。

田中課長補佐、よろしく申し上げます。

○田中課長補佐 議案書 2 ページをお願いいたします。伊予市スクールソーシャルワーカー設置要綱の一部を改正する告示。伊予市スクールソーシャルワーカー設置要綱の一部を次のように改正するというので、下の表のとおり、改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定の下線で示すように改正するものでございます。

改正前は、第 4 条定数等が「ソーシャルワーカーの定数は 1 人とし、委員会が任命する。」としていたものを、第 4 条を任用とし「ソーシャルワーカーは、前条に掲げる職務を遂行することが可能と認める者のうちから委員会が任命する。」と変更しております。スクールソーシャルワーカーは、不登校やいじめ等の問題を抱える子どもたちの家庭環境、問題行動の支援のために、関係機関と連携し早期対応ができるよう、来年度から増員を考えております。これに伴い、これまで定数として人数を定めていたものを、教育委員会の任用ということで人数が変わっても対応できるように変更いたします。来年度の当初は、1 人増員の計 2 名での計上予定としております。

なお、この告示は、本定例教育委員会の議決後から施行するものといたします。

以上で説明を終わります。適切にご審議をよろしくお願いいたします。

○上岡教育長 山口指導主事、ソーシャルワーカーのいろいろ現状について付け足さないでしようか。

○山口指導主事 現在、小松先生のほうが担当していただいてここ数年やっていただいておりますけれども、どの学校も非常に相談しやすいということで、非常にたくさんの相談のほうを家庭も含めてやっていただいている、そういった状況にあります。

○上岡教育長 今の状況で、大変、小松先生 1 人ではなかなか引っ張りだこのような形で複数の事例に対応できないということで、やはり 2 人、これから今の現状を考えると増員したほうがいいのではないかとということで、こういうような改正に至っております。

今の事務局の説明に対して、何かご質問等ないでしょうか。

○高橋委員 伺ってもいいですか。

○上岡教育長 はい、高橋委員さん。

○高橋委員 条項の内容とはちょっと違うのですが、今現在、お 1 人で週のうち何回、何時間ぐらい来ていただいているのか。増えた場合、それがどれぐらいになりそうなのかというのを、

参考までに教えていただいてもいいですか。

○山口指導主事 1日4時間勤務となっております、週2.5日ということで、現在は6校、南山崎小、北山崎小、郡中小、伊予小、港南中。双海中については要請がある時のみということとなっておりますが、どうしてもそういった形で、どの学校も要望があるということで、なかなかそういった対応がし切れてないというところもございます。

以上です。

○上岡教育長 ほか、ご意見ないでしょうか、ご質問も。保護者、それから子ども、児童・生徒のみならず、教員のほうの相談等中には要望される学校ありますので、そういったことに関して、これからやはり増員をして活用していく必要があるんじゃないかと思って、こういうふうなことになっております。

それでは、議案第31号については、承認することとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○上岡教育長 ありがとうございます。異議のないものと認め、議案第31号につきましては承認いたします。

続きまして、議案第32号、事務局のほう、説明よろしくをお願いします。

谷仲課長。

○谷仲課長 議案書3ページをお願いします。議案第32号、伊予市スクールサポートスタッフ設置要綱の一部を改正する告示についてでございます。

本件は、伊予市スクールサポートスタッフ設置要綱の一部を改正するため教育委員会の議決を求めるものでございます。

提案理由につきましては、スクールサポートスタッフの定数等の規定において現在1人としておりますところを、複数の人数を任用できるよう要項の一部を改正するものでございます。こちらにつきましても、詳細は担当者より説明をさせることといたします。

○上岡教育長 田中課長補佐、よろしくをお願いします。

○田中課長補佐 議案書4ページをお願いいたします。伊予市スクールサポートスタッフ設置要綱の一部を改正する告示。伊予市スクールサポートスタッフ設置要綱の一部を次のように改正する。次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正するというので、改正前第4条の定数等を「サポートスタッフの定数は1人とし、委員会が任命する。」、改正後は第4条を任用として「サポートスタッフは、前条に掲げる職務を遂行することが可能と認める者のうちから委員会が任命する。」と変更しております。スクールサポートスタッフは、教職員の働き方改革の一環として教職員の業務を整理、サポートするために置いております。今年度から2人任用をしております。現状に沿うよう今回改正いたしましたが、本来なら年度当初に改正すべきところを失念しておりまして、大変申し訳ございません。スクールソーシャルワーカーと同様に、これまで定数として人数を定めていたものを教育

委員会の任用ということで人数が変わっても対応できるように変更いたします。

なお、この告示は、本定例教育委員会の議決後から施行するものといたします。

以上で説明を終わります。適切にご審議をよろしくお願いいたします。

○上岡教育長 ありがとうございます。ただいまの事務局からの説明に対して、ご質問等がありましたらよろしくお願いいたします。

現在のところ、港南中学校と郡中小学校の1名ずつの2名ということですが、本当は各学校に配置できたらなと思っておりますが、やっぱり予算等の問題等もありますので、今後の対応にしましてこういった改正になるとは思っております。

それでは、議案第32号につきましては承認することとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○上岡教育長 異議ないものと認め、議案第32号につきましては承認といたします。

それでは、(2)の報告事項等、アの11月教育委員会行事予定について、学校教育課のほうからよろしくお願いいたします。

○山口指導主事 11月の学校教育課、学校関係の行事について説明を行った。

○上岡教育長 ありがとうございます。続きまして、社会教育課、お願いします。

○堀内課長補佐 11月の社会教育課の行事について説明を行った。

○上岡教育長 それでは、イの事務局報告事項等に移ります。

報告事項等、案件はないでしょうか。

谷仲課長、よろしくお願いいたします。

○谷仲課長 令和5年度伊予市総合教育会議に係る議題について説明を行った。

○上岡教育長 ありがとうございます。先ほどの説明について何かご意見ご質問等はないでしょうか。それでは、ウ、その他ないでしょうか。

以上で本日の日程は全て終了しました。以上で本日の会議を閉会いたしたいと思います。

○窪田局長 閉会

午後2時00分 閉会